

## 南幌町保育士等就労支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等の保育定員を確保し、待機児童・潜在的待機児童の解消及び円滑な保育運営のため、必要な保育士等を確保することを目的に、保育所等を運営する事業者に対して、保育士等の就労に係る支援金（以下「就労支援金」という。）を支給する事業に要する経費について、南幌町補助金等交付規則（昭和51年南幌町規則第4の1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げるものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 保育士等 前号に掲げる施設において、保育士または保育教諭として新たに採用された者

### (就労支援金の種類等)

第3条 この要綱による就労支援金の種類及び額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付対象事業者)

第4条 本事業の交付対象事業者は、保育所等を運営する者であつて、次条に定める交付対象保育士を雇用する者とする。

### (交付対象保育士)

第5条 本事業の交付対象保育士は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、管理的業務の職にある者を除く。

(1) 町内の保育所等（第3号アにおいて同じ。）において、保育士等として雇用され、保育に従事している者

(2) 前号の雇用に係る契約においての、保育士等の労働時間及び労働日数

がおおむね1日につき6時間以上であり、かつ、1月につき20日以上である者

(3) 就労支援金の種類に応じ、それぞれ次に定める者

ア 保育士手当 当該年度において1月以上町内の保育所等に勤務する者

イ 保育士新規就労祝金 町内の保育所等に新たに就労し、3年以上継続して勤務する見込みのある者（過去に町内の保育所等に勤務した経験がある者を除く。）

ウ 保育士勤続祝金 申請を行う日において、現に保育士等として勤務し3年を経過した者であって、経過後も保育士等として継続して勤務する見込みのある者

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、南幌町保育士等就労支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、町長が必要と認める書類を添付して、町長へ提出するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を南幌町保育士等就労支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした事業者へ通知するものとする。

(申請の変更)

第8条 事業内容に変更が生じた事業者は、南幌町保育士等就労支援事業補助金変更申請書（様式第3号）に、町長が必要と認める書類を添付して、町長へ申請するものとする。

2 町長は前項の申請に基づき承認の可否を決定したときは、当該補助事業者に対し、南幌町保育士等就労支援事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、次の各号に掲げる場合においては、補助金の交付決定を取り消し、南幌町保育士等就労支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により事業者へその旨を通知するとともに、当該補助金の一部または全額の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他町長が相当の事由があると認めたとき

(実績報告)

第 1 0 条 補助金の交付を受けた事業者は、交付対象保育士へ就労支援金の支給を行った後、南幌町保育士等就労支援事業補助金実績報告書（様式第 6 号）をもって町長へ報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第 1 1 条 町長は、前条の規定による報告の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南幌町保育士等就労支援事業補助金額確定通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 1 2 条 補助金は前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、町長が補助事業等の遂行上必要と認めるときは、補助金の額の確定前においても概算額を交付することができる。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

| 区分                |              | 補助金の額           |
|-------------------|--------------|-----------------|
| 保育士手当<br>（3 年間支給） | 南幌町に住所がある者   | 月額 2 0, 0 0 0 円 |
|                   | 南幌町以外に住所がある者 | 月額 1 0, 0 0 0 円 |
| 保育士新規就労祝金         |              | 5 0, 0 0 0 円    |
| 保育士勤続祝金           |              | 1 0 0, 0 0 0 円  |

